

指定管理者候補の評価表(得点表) [島根県立産業交流会館]

5:非常に優れている 4:優れている 3:普通(適当である) 2:やや劣る 1:劣る

※10点で採点する場合は上記を概ね2倍する

審査基準及び評価項目	配点		得点
	1人当たり	5名計	(一財)くにびきメッセ
①住民の平等な利用が図られるものであること。	配点なし	配点なし	○
ア:一部の者に対して不当に利用を制限、又は不適当に優遇するものではないか。	配点なし	配点なし	○
②サービスの向上が図られるものであること。	30	150	124
ア:施設の稼働率及び集客率を高めるための具体的工夫がなされる等、会館の利用を促進する方針が取られているか。	10	50	42
イ:利用者のモニタリング調査の実施、要望及び苦情処理への柔軟な対応等サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか。	5	25	21
ウ:会館の施設の利用料金、利用時間及び休日日の設定等は、利用者の利便性を考慮したものであるか。	5	25	21
エ:施設の機能を十分に活用し、利用者(主催者)への支援体制が図られる等サービス向上につながるような独自の提案がなされているか。	10	50	40
③会館の施設及び設備の適切な維持管理を図ることができるものであること。	25	125	95
ア:感染症対策を含め、利用者に安全かつ快適に利用してもらうための維持管理の考え方は適切か。 また、令和5年4月1日から業務を遂行するための移行計画の内容は適切か(申請者が現管理者とは異なる団体である場合のみ)。	10	50	40
イ:外部委託を行う業務の内容及び委託業者の選定方法並びに積算は適切か。	5	25	18
ウ:緊急時における対応方針等リスク管理は適切か。	5	25	18
エ:個人情報保護等法令遵守体制は適切か、また、管理運営に関する考え方は、公益の増進(県内産業振興、国際交流促進、環境やSDGsへの配慮、就職困難者の雇用等)に寄与するものであるか。	5	25	19
④仕様書に定める業務を行うに当たり、適正な収支が見込まれるものであること。	20	100	74
ア:収支計画が適正で実現性があるか。	10	50	38
イ:剰余金を活用し、施設の魅力を高める提案がなされているか。	10	50	36
⑤事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。	25	125	100
ア:財務状況、組織規模、これまでの実績等に鑑み、安定した管理ができるものであるか。	10	50	40
イ:会館の運営管理を適切に行うことができる人員体制及び責任体制になっているか。	10	50	40
ウ:職員の研修体制は十分か(接遇、人権同和、施設設備の取扱等)。	5	25	20
合計点	100	500	393